

令和6年 第3回

士幌町議会臨時会議案

令和6年7月8日

議案第 1 号 損害賠償額の決定及び和解について
議案第 2 号 令和 6 年度士幌町一般会計補正予算（第 3 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 7 月 8 日

士幌町議会議長 河口 和吉 様

士幌町長 高木 康弘

議案第 1 号

損害賠償額の決定及び和解について

令和 6 年 1 月 2 3 日に発生した物損事故について、次のとおり損害賠償の額を決定し和解する。

1 損害賠償の額

金 4, 7 7 6, 1 1 5 円

2 和解の内容

相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしない。

3 和解の相手方

●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●● ●●

4 事故の内容

令和 6 年 1 月 2 3 日、旧町道高砂清澄線（●●●●●●●●●●●●●●●●●●
先路上）において、除雪作業中の本町所有車両が後退したところ、スリップが発生し、停止することができず、建物等に接触し、損害を与えたもの。

説 明

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものである。